公益財団法人海外医学生支援協会 選考委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海外医学生支援協会(以下「この法人」という。)定款 第39条第4項に基づき、選考委員会の構成及び運営に関し必要な事項を定め、業務の 適正確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、定款第4条第1項第1号の奨学金(以下「奨学金」という。)を受ける者を奨学生という。

(構成)

第3条 選考委員会は、3名以上10名以内の学識経験者等の委員(以下「委員」という。) をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

(招集)

第5条 選考委員会は、代表理事が招集する。

(議事)

- 第6条 選考委員会は、奨学生を選考する。
- 2 選考委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(利害関係者の排除)

第7条 選考委員会の選考過程において、奨学生と6親等以内の血族及び3親等以内の姻 族の関係にある委員は、選考に関与してはならない。

(改定)

第8条 本規程の改定は、理事会の議決による。

附則

この規程は、公益認定を受けたことに伴う名称変更の登記の日から施行する。